

(かつらぎ町下水道排水設備指定工事店)

## 誓 約 書

年 月 日

かつらぎ町長 様

住所  
申請者  
氏名 ⑩

かつらぎ町排水設備指定工事店の申請者(法人にあつては代表者及び役員)は、下記のいずれかに該当しない者であることを誓約します。

### 記

- ア 工事業者(法人にあつては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- イ 工事業者(法人にあつては代表者)が、かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例第15条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、当該取消しのあつた日から起算して2年を経過していない場合
- ウ 指定工事店が、かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例第9条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しのあつた日から起算して2年を経過していない場合
- エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
- カ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

上記について重大な違反事項が判明した場合には、当該事実に関して、貴町が行う一切の措置について意義ありません。

(かつらぎ町排水設備責任技術者)

## 誓 約 書

年 月 日

かつらぎ町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

### 記

かつらぎ町排水設備工事責任技術者の申請者は、下記のいずれかに該当しない者であることを誓約します。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- (2) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
- (3) かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例第 15 条の規定により責任技術者の登録を取り消され、当該取消しのあった日から2年を経過していない場合

上記について重大な違反事項が判明した場合には、当該事実に関して、貴町が行う一切の措置について意義ありません。